平成31年度小規模企業向け製品開発・販路拡大支援事業補助金 公募要領

１　事業の目的

札幌市内小規模企業が行う実用化・事業化の可能性が高い新製品・新技術開発、その開発の前段階の取組（試験、試作、調査等）及び後段階の取組（販路開拓・拡大）に対し財政的支援を行うことで、小規模企業の付加価値向上を促進するとともに、市内ものづくり産業の振興を図ることを目的とします。

２　事業のしくみ

 本事業は、一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下「当財団」という。）が、市内小規模事業者が行う新製品・新技術開発等の取組を支援（補助）するものです。

札幌市に本社を有する小規模事業者から提案を受け、有識者による選考を経て、近い将来に実用化・事業化及び販路開拓・拡大が期待されるいくつかの提案に対し、予算の範囲内で支援（補助）を行います。

３　補助対象分野

 「金属・機械」、「食」や「環境・エネルギー」、「健康福祉・医療」、「IT」などの“ものづくり”に関する以下の何れかの取組を補助対象事業とします。

（１）開発の前段階の取組（試験、試作、調査等）

（２）新製品・新技術開発の取組

（３）開発の後段階の取組（販路開拓・拡大）

４　補助対象者

　下記の要件をすべて満たす小規模企業者※１を対象とします。

（１）札幌市内に本社を有していること

（２）設立後１年以上経過し、事業を継続して実施する見通しがあること

（３）事業を実施するための経営資源、人材等を有していること

※１：小規模企業者とは、①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②を除く）においては常時使用する従業員20人以下、②卸売業、サービス業、小売業においては常時使用する従業員５人以下の者をいう。

５　補助金額（補助率）

 上限額：200万円（補助率：補助対象経費の３分の２）・・・ 千円未満切り捨て

６　事業実施期間

補助金交付決定の日から令和２年２月29日まで

 ※補助対象経費の支出については、令和２年２月29日までに支払を終えた経費を対象とします。

７　採択予定件数

 ５件程度

８　補助対象経費

事業を遂行するために直接必要となる下記の経費を対象とします。

|  |  |
| --- | --- |
| 人件費※１  | 本事業に直接的に関わる従業員の人件費 ※原則、就業時間内における直接作業時間を補助対象とします  |
| 旅費※２  | 本事業に直接的に関わる従業員旅費、外部専門家・技術指導員等招聘旅費 |
| 原材料・消耗品費  | 本事業の遂行に直接要する試薬、資材、部品、消耗品、書籍等の購入に要する経費 ※取得価格（消費税込み）が10万円未満または耐用年数が1年未満のもの  |
| 通信・運搬費  | 本事業の遂行に直接要する切手、宅配料等の経費  |
| 機器リース料  | 実験装置、測定機器、その他設備・備品等であって、本事業の遂行に直接使用するために、その賃貸・リースに要した経費  |
| 機器購入費※３  | 本事業の遂行に必要な機器・設備類の購入に要した経費 ※取得価格（消費税込み）が10万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの  |
| 施設及び設備等賃借料  | 実験装置、測定機器、その他設備・備品等であって、本事業の遂行に直接使用した場合、その使用に要した経費  |
| 外注費 （調査・分析・加工など） | ●調査費：本事業の遂行に必要な各種調査業務を外部に委託する経費 ●分 析：本事業の遂行に直接要する試薬、資材、部品の製作および外注分析に要する経費 ●加 工：本事業の遂行に必要な機器・設備類の製造費、改造費、修繕経費等（パッケージデザイン料等を含む）  |
| 出展費  | 展示会出展に要する小間料、展示装飾費、配布用パンフレット印刷費等  |
| その他の経費  | 上記に掲げるもののほか、理事長が必要かつ適切と認める経緯費  |

※1：本事業に直接関与する従業員の直接作業時間に対するものに限る。

また、人件費については、補助対象となる経費総額の２分の１以内かつ150万円を上限とする。 (時間単価＝基本給与月額＋時間外手当・交通費を除く諸手当 ／（年間所定労働時間／12ヵ月）

※2：旅費については国内旅費に限る。また、交通費は実費（ただし、特別車両料金、特別船室料金、特別関料金等を除く）とし、宿泊費及び日当については、原則として、社内規定によることとする。なお、社内規定類が未整備の場合は当財団の旅費規程を基に算定するものとする。

※3：パーソナルコンピュータ、プリンタ、コンピュータ周辺機器、デジタルカメラ等の汎用物品は補助対象外とする。また、機器購入費は、補助対象となる経費総額の３分の２以内かつ200万円を上限とする。

９　申請手続き及び日程

申請をされる方は、募集期間内に次の申請書等を、当財団 販路拡大支援部（　下記「１２　提出方法・問い合せ先」参照　）に提出してください。

申請書等の様式（様式１～６）は、当財団ホームページ（http://www.sec.or.jp/）からダウンロードできます。

 【 提出書類 】

1. 提出書類チェックリスト
2. 補助金申請書類（様式１～６） 一式

①　正本：１部（片面印刷、左肩ホチキス留め）

②　副本：８部（片面印刷、左肩ホチキス留め）

③　補助金申請書類（様式１～６）の電子データ：一式

※作成した補助金申請書類（様式１～６）をCD-R等に保存して、ラベル等に事業計画名、企業名を記載すること。

【補助金申請書類】様式１ ：小規模企業向け製品開発・販路拡大支援事業補助金（札幌市補助事業）申込書　様式２ ： 事業計画書　　　　様式３ ： 実施計画書（事業実施におけるスケジュール）　様式４ ： 補助対象経費積算書　様式５ ： 企業概要 　様式６ ： 誓約書

（３）その他提出書類（各１部）

1. 企業パンフレット
2. 定款（または寄附行為）、各種諸規定（就業規則、旅費規程など）
3. 企業・団体の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※ ･･･ 法務局より取得
4. 直近３期分の決算報告書の写し

（賃借対照表、損益計算書、販売管理費内訳、原価報告書及び利益処分案）

 　　　　法人市民税の納税証明※ ･･･ 札幌市役所または札幌市の各市税事務所より取得

※登記簿謄本（履歴事項全部証明書）および法人市民税の納税証明につきましては、３ヶ月以内の原本を提出して下さい。

 【 注意事項 】

（１）本提出書類は全て必須書類ですので、不備がある場合は、一切受付けません。

（２）各様式とも手書きや切り貼りしたものは、一切受付けません。

１０　審査及び採択後の手続き等

（１）審査方法

【 選 定 方 法 】

当財団による要件審査を経て、当財団が組織する「審査委員会」において、下記の審査基準に則り、書類及び面接（必要に応じて実施）による審査を行います。

【 審 査 基 準 】

①最低限満たすべき基準

|  |  |
| --- | --- |
| 実行計画の実現可能性 | 提案事業の実施計画が妥当なものであるか、実現可能なものであるか。 |
| 法規等遵守 | 提案事業及び提案企業が法律、条令、規則に反していないか。提案事業が本事業の趣旨に反していないか。 |

②選定にあたって優劣をつけるための基準

|  |  |
| --- | --- |
| 製品・技術の市場ニーズ | 市場動向や消費者ニーズに適合した製品・技術か。 |
| 製品・技術の優位性 | 他の類似商品・競合商品と差別化が図られており、優位性が高い製品・技術であるか。 |
| 市民生活への寄与度 | 札幌市の地域的課題や社会的課題の解決に寄与し、市民生活がより良くなる製品・技術であるか。 |
| 全体計画及び取組内容の妥当性 | 事業化へ向けた計画が明確であり、その計画を実行していくために取り組み内容が適当な手段・分量であるか。 |
| バリアフリー化に資する製品開発案件である | 障がい者、高齢者、妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活において行動上の制限を受けるものや外国人の日々の暮らし（観光を含む）において障壁となるものを取り除く製品・技術であるか。 |

（２）採択後の手続き等

【「小規模企業向け製品開発・販路拡大支援事業補助金」の事務手続に関する流れについて】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 当財団 ⇒ 補助対象者 | 採　択　内　定　通　知 | 令和元年８月上旬頃 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象者 ⇒ 当財団 | 補 助 金 交 付 申 請 | 令和元年８月15日(木)までに作成・提出　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助金交付申請書、事業予算書、事業経費執行計画書　ほか |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 当財団 ⇒ 補助対象者 | 補 助 金 交 付 決 定 | 令和元年８月下旬頃 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 当財団 ⇒ 補助対象者(札幌市職員も参加) | 推 進 会 議 の 開 催 | 原則、2回／年（開催予定）※進捗状況及び今後のスケジュール等1回目：令和元年11月頃2回目：令和２年 ２月頃 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 当財団 ⇒ 補助対象者 | 中　間 検　査 | 令和元年11月中旬～12月中（原則、現地による検査を予定） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象者 ⇒ 当財団 | 補助金概算払申請書等提出 | 概算払いが必要となった場合のみ、かつ中間検査で確定した金額の範囲内 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象者 ⇒ 当財団 | 補助事業実績報告書等提出 | 補助対象事業の完了後、５営業日以内（必着） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 当財団 ⇒ 補助対象者 | 確定検査 及び 精算払い | 原則令和２年３月31日(火)　まで |

【 内 定 】

令和元年８月上旬頃を目途に採否を内定する予定です。採否の結果は申請者に対し文書でお知らせします。なお、補助金申請額の積算内容を精査し、その一部を修正させていただく場合があります。

【 採択・公表 】

採択された事業計画については、補助金交付決定後、当財団及び札幌市のホームページにて公表（事業の名称・内容など）いたします。

【 補助金の交付 】

採択内定事業者には、当財団が定める補助金交付申請書を提出していただきます。詳しくは、採択通知時に改めてお知らせします。

【 補助金に係る経理 】

補助金交付規定等に従って、補助金を適正に執行していただきます。

また、原則、補助金の管理責任は申請事業者が負います。

【 報告書等の提出 】

事業完了後、５営業日以内に補助事業実績報告書、補助事業完了報告書等を提出していただきます。

なお、提出いただく報告書の様式は、補助金交付決定通知のときに併せて送付・通知します。

また、事業終了後、成果に関してのフォローアップ活動にご協力いただきます。

【 事業成果の公表 】

事業成果は、公表を原則としておりますので、当財団や札幌市のホームページ等に掲載させていただく予定です（ただし、特許出願などの知的財産戦略上、支障がある場合を除く）。

また、札幌市や当財団が実施するセミナー等で発表していただく場合がありますので、ご協力願います。

１１　その他

（１）同一のテーマで、国や道など、他の助成制度（補助事業、委託事業）等による財政的支援を受けている事業（予定を含む）については、交付申請を行うことはできません。なお、採択後に他の支援を受けていることが判明した場合は、交付の決定を取り消す場合があります。

（２）本補助金の交付を受けた事業者は、同一年度かつ同一テーマで他の助成制度への交付申請を行うことはできません。

（３）申請書及び添付書類は返却しませんのでご了承ください。

（４）本事業では、申請書類の取り扱いは厳重に行います。

（５）採択案件の内容は、原則として一般に公表します。また、補助事業者に対しては、今後、補助事業の成果による売上を報告していただく（事業終了後5年間）ほか、当財団が行う成果普及等の事業に対して協力していただく場合があります。

１２　提出方法・問い合せ先

所定の様式を、下記の提出期間内に提出してください。

 ◆ 提出期間：【期間】令和元年５月14日（火）～令和元年６月13日（木） 17：00必着

 　　 【時間】 9：30～12：00、13：00～17：00／月曜～金曜（祝祭日を除く）

 ◆ 提出方法：持参または、郵便・宅配便等による送付

なお、E-mail および FAX による提出は受け付けません。

 ◆ 提 出 先：〒003-0005

 札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号　札幌市産業振興センター

一般財団法人 さっぽろ産業振興財団販路拡大支援部 TEL：011-820-2062